

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市規則第43号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則（平成14年鳥取市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

4 条例第11条第1項に規定する規則で定めるものは、別表第4に掲げるものとする。

第4条の次に次の1条を加える。

（退職派遣者等の報告）

第4条の2 任命権者は、条例第16条の規定により、毎年5月末日までに、前年の4月1日に始まる年度内において公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「法」という。）第10条第1項の要請に応じて退職し引き続き条例第11条第1項の特定法人に在職する者の当該特定法人における処遇の状況（当該特定法人の名称及び当該特定法人に使用される者としての勤続期間を含む。）及び当該年度内において法第10条第1項の規定により職員として採用された場合における処遇の状況を市長に報告するものとする。

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4（第2条関係）

特定法人の名称
株式会社スマートエネルギーとっとり

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。